

意見公募手続結果概要

(様式2)

令和 6 年 3 月 12 日

担当部課 健康福祉部 保健センター

【案件名：健康なわてプランⅢ(原案)に対する意見募集】

令和6年1月5日～2月5日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

①提出意見の件数

合計 2名 (提出者の人数)

延べ 5件 (意見を内容別に集計しています。)

②意見の内容別

たばこに関すること 5件

③提出意見に対する市の考え方

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| P28(5)たばこ 市役所に設置された特定屋外喫煙場所は、府の受動喫煙防止条例に違反しているので、撤去すべき。 | 大阪府の受動喫煙防止条例が公共施設の敷地内全面禁煙を努力義務と定めていることは承知しています。 また、本市の受動喫煙防止条例は、受動喫煙防止の推進を図る一方で、喫煙者の権利制限を目的としたものではございません。 路上喫煙を規制するなかで、利用する方が多世代にわたる市役所等の施設については、受動喫煙の健康被害をなくす等の観点から、建物内ではなく、屋外に必要な応じて喫煙場所を設置し、分煙することにより、喫煙を規制し、一定のルールを守った喫煙を徹底するために設置しています。 |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>P28～30、34、35(5)たばこ</p> <p>「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めていただきたい。</p> | <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>P28～30、34、35(5)たばこ</p> <p>「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。</p> | <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>P44③評価指数の設定</p> <p>評価項目「成人の喫煙率 妊娠中の喫煙は『健やか子育て(第2次)に関するアンケート』の「成人」は「20歳以上」に訂正すべき。</p> | <p>「20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律」第1条の規定に基づき、「20歳以上」とすることが適切と考え、修正いたします。</p> |
| <p>P44③評価指数の設定</p> <p>評価項目「最近1か月以内の受動喫煙の経験あり」の令和17年度(目標値)「道路や公園等:20.0%」は、市の条例があるのだから0.00000%とすべき。</p> | <p>「路上や公園等」につきましては、場所を市内に限定せず、市民の幅広い受動喫煙の機会について問うているため、目標値は20.0%とします。</p> |